

IV 参 考 资 料

IV 参 考 資 料

(1) 水質汚濁に係る環境基準等について（抜粋）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

改正 昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告140・昭60環告29・昭61環告1・平3環告78・平5環告16・
環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14・平12環告22・平15環告123・平20環告40・平21環告
78・平23環告94・平24環告84

(内 容)

環境基本法第16条の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、および生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を次のように定める。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関しそれぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域および地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が行い、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒 素	0.01 mg/L以下
総 水 銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。

項 目	基 準 値
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河 川

(1) 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100 ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100 ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100 ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全 垂 鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち，生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下
生物B	コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち，生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下

備 考

基準値は年間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる。）。

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

類型 項目	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2,3級 水産2級 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水の 及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
Ⅱ	水道1, 2, 3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全 垂 鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち，生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下
生物B	コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち，生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下

備 考

- 1 基準値は，年間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる。）。

2 海 域

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分)
A	水 産 1 級 水 自 然 環 境 保 全 及 び B 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	7.8 以 上 8.3 以 下	2 mg / ℓ 以 下	7.5mg / ℓ 以 上	1,000 MPN/100 ml 以 下	検 出 さ れ な い こと。
B	水 産 2 級 工 業 用 水 及 び C の 欄 に 掲 げ る も の	7.8 以 上 8.3 以 下	3 mg / ℓ 以 下	5 mg / ℓ 以 上	—	検 出 さ れ な い こと。
C	環 境 保 全	7.0 以 上 8.3 以 下	8 mg / ℓ 以 下	2 mg / ℓ 以 上	—	—

備 考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100 ml以下とする。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に 掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅲ	水産2種 及びⅣの欄に 掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

備考

- 1 基準値は、1年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	0.0007mg/ℓ以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

[参考] 要監視項目及び指針値

水質汚濁に関する環境基準のほか、要監視項目が定められている。要監視項目は、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質をいい、公共用水域における人の健康の保護に関する項目として26項目、水生生物の生息状況の適応性に関する項目として3項目が設定されている。

1 公共用水域における人の健康の保護に関する要監視項目

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	トルエン	0.6mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	キシレン	0.4mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/ℓ以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04mg/ℓ以下	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
EPN	0.006mg/ℓ以下	全マンガン	0.2mg/ℓ以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/ℓ以下	ウラン	0.002mg/ℓ以下

2 水生生物の生息状況の適応性に関する要監視項目

(1) 河川及び湖沼

項目 種類	基準値		
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生物A	0.7 mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下
生物特A	0.006mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下
生物B	3 mg/ℓ 以下	0.08mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下
生物特B	3 mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下

(2) 海域

項目 種類	基準値		
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生物A	0.8mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以下	0.3 mg/ℓ 以下
生物特A	0.8mg/ℓ 以下	0.2mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下

(2) 県内公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考
里根川水域	里根川(1)	川原田橋から上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)	本水域については9年 9月22日に 改訂されて いる。 (県告示)
	里根川(2)	川原田橋から村山橋まで	A	イ		
	里根川(3)	村山橋から下流河口まで	E	ハ		
	八反川	全 域	A	イ		
	境 川	全 域	A	イ		
	関山川	全 域	E	ハ		
江戸上川水域	江戸上川(1)	第一神岡橋から上流	A	イ	48年1月25日 (県告示)	
	江戸上川(2)	第一神岡橋から下流河口まで	E	ハ		
大北川水域	大北川(1)	孝行橋から上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)	
	大北川(2)	孝行橋から花園川合流点まで	A	イ		
	大北川(3)	花園川合流点から下流河口まで	C	イ		
	宿 川	全 域	AA	イ		
	木皿川	全 域	A	イ		
	花園川(1)	綱木川合流点から上流	AA	イ		
	花園川(2)	綱木川合流点から大北川合流点まで	B	イ		
根古屋川	全 域	A	イ			
塩田川水域	塩田川(1)	はい坂堰から上流	C	ロ	48年1月25日 (県告示)	
	塩田川(2)	はい坂堰から下流河口まで	D	ロ		
関根川水域	関根川(1)	関根前川合流点より上流	A	イ	47年7月6日 (県告示)	
	関根川(2)	関根前川合流点より下流羽田橋まで	B	イ		
	関根川(3)	羽田橋より下流河口まで	D	イ		
	関根前川(1)	前川橋より上流	AA	イ		
	関根前川(2)	前川橋より下流関根前川合流点まで	C	イ		
	猪田川	全 域	C	イ		
	玉 川	全 域	D	イ		
	谷地川	全 域	E	ハ		
花貫川水域	花貫川(1)	花貫ダムから上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)	
	花貫川(2)	花貫ダムから新花貫橋まで	A	イ		
	花貫川(3)	新花貫橋から花貫橋まで	C	イ		
	花貫川(4)	花貫橋から下流河口まで	E	ハ		

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考		
十王川水域	十王川(1)	道保内堰から上流	A	イ	48年1月25日 (県告示)	本水域については9年9月22日に改訂されている。 (県告示)	
	十王川(2)	道保内堰から川尻堰まで	B	イ			
	十王川(3)	川尻堰から下流河口まで	C	ロ			
宮田川水域	宮田川	全域	B	ハ	48年1月25日 (県告示)		
	陰作沢	全域	A	イ			
	数沢川(1)	上水道取水点から上流	A	イ			
	数沢川(2)	上水道取水点から宮田川合流点まで	C	ロ			
新川水域	新川	全域	C	イ	48年5月31日 (県告示)		本水域については11年2月15日に改訂されている。 (県告示)
久慈川水域	久慈川	全域	A	イ	50年4月10日 (県告示)		本水域については10年3月30日に改訂されている。 (県告示)
	八溝川	全域	A	イ			
	押川	全域	A	イ			
	滝川	全域	B	イ			
	玉川	全域	C	ロ			
	浅川	全域	B	イ			
	山田川	全域	A	イ			
	里川	全域	B	イ			
	茂宮川	全域	C	ハ			
那珂川水域	那珂川(2)	湯川合流点より早戸川合流点まで	A	イ	48年3月31日 (環境庁告示)		
	那珂川(3)	早戸川合流点より下流	A	ロ			
	藤井川	全域	A	イ	50年4月10日 (県告示)		
	塩子川	全域	AA	イ			
	緒川	全域	A	イ			
涸沼川水域	涸沼川(1)	涸沼合流点より上流	A	ロ	49年3月15日 (県告示)	本水域については12年3月30日に改訂されている。 (県告示)	
	涸沼川(2)	涸沼より下流	B	イ			
	涸沼	全域	湖沼B	ロ			
	涸沼前川	全域	B	ロ			
	寛政川	全域	A	ロ			
	大谷川	全域	C	ロ			
	石川川	全域	A	ロ			
中丸川水域	中丸川	全域	D	ハ	48年5月31日 (県告示)	本水域については10年3月30日に改訂されている。 (県告示)	
	大川	全域	D	ハ			
	本郷川	全域	D	イ			

水 域	範 囲	類 型	達成 期間	告示年月日	備 考	
早戸川水域	大井川	全 域	B	48年5月31日 (県告示)	} 本水域については10年 3月30日に改訂されて いる。 (県告示)	
	早戸川(1)	田彦水門から上流	B			
	早戸川(2)	田彦水門から那珂川合流点まで	D			
霞ヶ浦水域	霞ヶ浦	全 域	湖沼A	ハ		47年11月6日 (環境庁告示)
	清明川	全 域	A	ハ		} 48年9月3日 (県告示)
	花室川	全 域	A	ハ		
	桜川	全 域	A	ロ		
	新川	全 域	A	ハ		
	備前川	全 域	A	ハ		
	境川	全 域	A	ハ		
	菱木川	全 域	A	ハ		
	恋瀬川	全 域	A	ハ		
	山王川	全 域	A	ハ		
	園部川	全 域	A	ハ		
	梶無川	全 域	A	ハ		
	新利根川	全 域	A	ロ		
	小野川	全 域	A	ロ		
一の瀬川	全 域	A	ハ			
北浦水域	北浦	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環境庁告示)	
	銚田川	全 域	A	ハ	} 49年3月15日 (県告示)	
	巴川	全 域	A	ハ		
	武田川	全 域	A	ロ		
	山田川	全 域	A	ロ		
	蔵川	全 域	A	ハ		
	雁通川	全 域	A	ハ		
	流川	全 域	A	ハ		
大洋川	全 域	A	ロ			
常陸利根川 水 域	常陸利根川	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環境庁告示)	
	夜越川	全 域	A	ハ	} 49年3月15日 (県告示)	
	前川	全 域	A	ハ		
利根川水域	利根川中流	坂東大橋から江戸川分岐点まで	A	イ	46年5月25日 (閣議決定)	

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考	
利根川水域	利根川下流	江戸川分岐点より下流	A	イ	48年3月31日 (環境庁告示) 50年4月10日 (県告示)	本水域については11年2月15日に改訂されている。 (県告示)
	向堀川	全 域	D	ハ		
	宮戸川	全 域	C	イ		
	大 川	全 域	C	ロ		
	鵜戸川	全 域	B	イ		
	飯沼川	全 域	B	ロ		
	西仁連川	全 域	B	イ		
	東仁連川	全 域	C	ロ		
	积水水路	全 域	E	ハ		
	下大野水路	全 域	E	ハ		
鬼怒川水域	鬼怒川(2)	大谷川合流点より田川合流点まで	A	イ	48年3月31日 (環境庁告示) 48年5月31日 (県告示)	本水域については11年2月15日に改訂されている。 (県告示)
	鬼怒川(3)	田川合流点より下流	A	ロ		
	田 川	県境から鬼怒川合流点まで	B	ハ		
小貝川水域	小 貝 川	全 域	A	イ	50年4月10日 (県告示)	本水域については11年2月15日に改訂されている。 (県告示)
	五 行 川	全 域	A	ロ		
	大 谷 川	全 域	C	ロ		
	糸 繰 川	全 域	C	ロ		
	八 間 堀 川	全 域	C	ロ		
	中 通 川	全 域	B	イ		
	谷 田 川 (1)	牛久沼水門より上流	B	ロ		
	谷 田 川 (2)	牛久沼水門より下流	A	ロ		
	稻 荷 川	全 域	C	イ		
西 谷 田 川	全 域	B	ロ			
渡良瀬川水	渡良瀬川(4)	新開橋から利根川合流点まで	B	ロ	48年3月31日 (環境庁告示)	
常磐地先水	平 潟 漁 港	省 略	海域B	ハ	50年8月20日 (県告示)	
	大 津 漁 港	省 略	海域B	イ		
	大津漁港南部	省 略	海域B	イ		
	川 尻 港	省 略	海域B	イ		
	会 瀬 漁 港	省 略	海域B	イ		
	久 慈 漁 港	省 略	海域B	ハ		
	日 立 港	省 略	海域B	イ		

水 域		範 囲	類 型	達成 期間	告示年月日	備 考
常磐地先水域	炭鉱排水口地先	省 略	海域B	イ	50年8月20日 (県 告 示)	
	花貫川河口地先	省 略	海域B	ハ		
	泉川河口地先	省 略	海域B	イ		
	常磐地先海域	省 略	海域A	イ		
鹿島灘水域	鹿島港内	省 略	海域C	イ	46年5月25日 (閣議決定)	
	深 芝 沖	省 略	海域C	イ		
	港湾北部	省 略	海域B	イ		
	港湾南部	省 略	海域B	イ		
	鹿島灘海域	省 略	海域A	イ		

(注) 1 類型の欄中、湖沼又は海域の表示のないものは河川をあらわす。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」：ただちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(湖沼について、「イ」、「ロ」、「ハ」により難く、段階的に水質改善を図る必要がある場合)

3 9年度以降に水域類型の指定・改訂の告示を行った内容は次のとおり。

なお、9年度に告示した内容は10年度以降、10年度に告示した内容は11年度以降のそれぞれの環境基準の達成状況の判定に適用されるため、9年度までの環境基準の達成状況は、8年度までに告示された内容で判定する。

9年度以降に行った水域類型の指定・改訂

水 域	範 囲	類 型	達成 期間	告示年月日	備 考	
里根川水域	里根川(1)	川原田橋から上流	AA	9年9月22日 (県告示)	10年4月1日 施行	
	里根川(2)	川原田橋から下流 (八反川, 境川, 関山川を含む)	A			
江戸上川水域	江戸上川	全 域	A	9年9月22日 (県告示)	10年4月1日 施行	
大北川水域	大北川(1)	小山ダムより上流 (宿川を含む)	AA			ロ
	大北川(2)	小山ダムから河口まで (木皿川を含む)	A			イ
	花園川(1)	水沼ダムより上流	AA			イ
	花園川(2)	水沼ダムから大北川との合流点まで (根古屋川を含む)	A			イ
塩田川水域	塩田川	全 域	B			イ
関根川水域	関根川	全 域 (前川橋から関根川合流点までの関 根前川, 猪田川及び玉川を含む)	A	ロ		
	関根前川	前川橋より上流	AA	イ		
花貫川水域	花貫川(1)	花貫ダムより上流	AA	ロ		
	花貫川(2)	花貫ダムから河口まで	A	ロ		
十王川水域	十王川	全 域	A	ロ		
宮田川水域	宮田川	全 域 (数沢川を含む)	B	イ		
新川水域	新川	全 域	C	イ	11年2月15日 (県告示)	11年4月1日 施行
久慈川水域	久慈川	全 域	A	イ	10年3月30日 (県告示)	10年4月1日 施行
	茂宮川	全 域	C	イ		
	里川	全 域	A	イ		
	山田川	全 域 (竜神川を含む)	A	イ		
	浅川	全 域	B	イ		

水 域	範 囲	類 型	達成 期間	告示年月日	備 考
久慈川水域	玉川	全 域	B	10年3月30日 (県告示)	10年4月1日 施 行
	滝川	全 域	B		
	押川	全 域	A		
	八溝川	全 域	A		
那珂川水域	中丸川	全 域 (大川, 本郷川を含む)	C	10年3月30日 (県告示)	10年4月1日 施 行
	早戸川(1)	田彦水門より上流 (大井川を含む)	B		
	早戸川(2)	田彦水門から那珂川との合流点まで	C		
	藤井川	全 域	A		
	塩子川	全 域	AA		
	緒川	全 域	A		
	桜川	全 域 (沢渡川, 逆川を含む)	C		
涸沼川水域	涸沼川(1)	涸沼流入点より上流 (飯田川を含む)	A	10年3月30日 (県告示) } 12年3月30日 (県告示) } 10年3月30日 (県告示) }	10年4月1日 施 行 } 12年4月1日 施 行 } 10年4月1日 施 行 }
	涸沼川(2)	涸沼流出点から那珂川との合流点まで	B		
	涸沼	全 域	湖沼B		
	石川	全 域	A		
	大谷川	全 域	B		
	寛政川	全 域	A		
	涸沼前川	全 域	B		
利根川水域	向堀川	全 域	D	11年2月15日 (県告示)	11年4月1日 施 行
	宮戸川	全 域	C		
	大川	全 域	C		
	鵜戸川	全 域	B		
	飯沼川	全 域	B		
	西仁連川	全 域	B		
	東仁連川	全 域	C		
	磯川	全 域 (积水水路を含む)	D		
	下大野水路	全 域	D		
鬼怒川水域	田川	県境から鬼怒川合流点まで	B	11年2月15日 (県告示)	11年4月1日 施 行
小貝川水域	小貝川	全 域	A		

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考
小 貝 川 水 域	五 行 川	全 域	A	ハ	11年2月15日 (県 告 示)	11年4月1日 施 行
	大 谷 川	全 域	C	イ		
	糸 繰 川	全 域	C	ハ		
	八 間 堀 川	全 域	C	イ		
	中 通 川	全 域	B	ハ		
	谷 田 川 (1)	牛久沼流入点より上流(蓮沼川を含む)	B	ハ		
	谷 田 川 (2)	牛久沼水門から小貝川合流点まで	A	ハ		
	稲 荷 川	全 域	B	イ		
	西 谷 田 川	全 域	B	イ		
	牛 久 沼	全 域	湖沼B	ニ	11年2月15日 (県 告 示)	11年4月1日 施 行
県 央 地 先 水 域	県 央 地 先 海 域	省 略	海 域 A	イ	9年9月22日 (県 告 示)	10年4月1日 施 行
	常 陸 那 珂 港	省 略	海 域 B	イ		
	磯 崎 漁 港	省 略	海 域 B	イ		
	那 珂 湊 漁 港 平 磯 地 区	省 略	海 域 B	イ		
	那 珂 湊 漁 港	省 略	海 域 B	ロ		
	大 洗 港	省 略	海 域 B	イ		

(3) 県内公共用水域の全窒素及び全りんに係る水質環境基準の水域類型指定状況

水 域	範 囲	類 型	達成期間	告示年月日	告示年月日
涸 沼	全 域	Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(H21年度) 全窒素 1.4 mg/ℓ 全りん 0.081mg/ℓ	12年3月30日 (県告示)
霞ヶ浦	全 域	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(H22年度) 全窒素 0.92 mg/ℓ 全りん 0.10 mg/ℓ	61年4月5日 (環境庁告示)
北 浦	全 域 (鱒川を含む)	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(H22年度) 全窒素 0.86 mg/ℓ 全りん 0.090mg/ℓ	
常陸利根川	全 域	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(H22年度) 全窒素 0.84 mg/ℓ 全りん 0.074mg/ℓ	
牛久沼	全 域	Ⅳ <small>ただし、 全窒素の 項目の基 準は適用 しない。</small>	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(H18年度) 全りん 0.06 mg/ℓ	11年2月15日 (県告示)

注：1 (※)については、湖沼の特性等にかんがみ、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする。

2 水域の欄中の霞ヶ浦、北浦及び常陸利根川とは、それぞれ環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）別表の一のホ、へ及びトに規定されている水域である。

(4) 県内公共用水域の水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定状況

水系	水域		範囲	類型	達成期間	告示年月日
多賀水系	里根川水域	里根川	全域(八反川, 境川, 関山川を含む)	生物A	イ	20年3月27日 (県告示)
	江戸上川水域	江戸上川	全域	生物B	イ	
	大北川水域	大北川	全域(宿川, 木皿川を含む)	生物A	イ	
		花園川	全域(根古屋川を含む)	生物A	イ	
	塩田川水域	塩田川	全域	生物B	イ	
	関根川水域	関根川	全域(前川橋から関根川合流点までの関根前川, 猪田川, 玉川含む)	生物B	イ	
		関根前川	前川橋より上流	生物A	イ	
	花貫川水域	花貫川	全域	生物A	イ	
十王川水域	十王川	全域	生物A	イ		
久慈川水系	久慈川水域	久慈川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物A	イ	20年3月27日 (県告示)
		八溝川	全域	生物A	イ	
		押川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物A	イ	
		滝川	全域	生物A	イ	
		玉川	全域	生物B	イ	
		浅川	全域	生物B	イ	
		山田川	全域(竜神川含む)	生物A	イ	
		里川	全域	生物A	イ	
		茂宮川	全域	生物B	イ	
新川水系	新川水域	新川	全域	生物B	イ	20年3月27日 (県告示)
那珂川水系	那珂川水域	那珂川下流	新那珂川橋より下流	生物B	イ	22年9月24日 (環境省告示)
		中丸川	全域(大川, 本郷川を含む)	生物B	イ	
		早戸川	全域(大井川を含む)	生物B	イ	
		藤井川	全域	生物A	イ	
		塩子川	全域	生物A	イ	
		緒川	全域	生物A	イ	
		桜川	全域(沢渡川, 逆川を含む。)	生物B	イ	
	澗沼川水域	澗沼川(1)	澗沼流入点より上流(飯田川を含む)	生物B	イ	23年3月31日 (県告示)
		澗沼川(2)	澗沼流出点から那珂川との合流点まで	生物B	イ	
		澗沼	全域	生物B	イ	
		石川川	全域	生物B	イ	
		大谷川	全域	生物B	イ	
		寛政川	全域	生物B	イ	
澗沼前川	全域	生物B	イ			

水系	水域	範囲	類型	達成 期間	告示年月日	
利根川水系	利根川水域	利根川中・ 下流	板東大橋より下流	生物B	イ	21年3月31日 (環境省告示)
		渡良瀬川4	袋川合流点より下流	生物B	イ	
		向堀川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	21年4月2日 (県告示)
		磯川	全域	生物B	イ	
		下大野水路	全域	生物B	ロ	
		宮戸川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		大川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		鶴戸川	全域	生物B	イ	
		飯沼川	全域	生物B	イ	
		西仁連川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		東仁連川	全域	生物B	イ	
	霞ヶ浦水域	霞ヶ浦	全域	生物B	イ	
		新利根川	全域	生物B	イ	21年4月2日 (県告示)
		小野川	全域	生物B	イ	
		清明川	全域	生物B	イ	
		花室川	全域	生物B	イ	
		備前川	全域	生物B	イ	
		桜川	全域	生物B	イ	
		新川	全域	生物B	イ	
		境川	全域	生物B	イ	
		一の瀬川	全域	生物B	イ	
		菱木川	全域	生物B	イ	
恋瀬川	全域	生物B	イ			
山王川	全域	生物B	イ			
園部川	全域	生物B	イ			
梶無川	全域	生物B	イ			

水系	水域		範囲	類型	達成 期間	告示年月日
利根川水系	北浦水域	北浦	全域	生物B	イ	21年3月31日 (環境省告示)
		雁通川	全域	生物B	イ	21年4月2日 (県告示)
		蔵川	全域	生物B	イ	
		山田川	全域	生物B	イ	
		武田川	全域	生物B	イ	
		巴川	全域	生物B	イ	
		銚田川	全域	生物B	イ	
		大洋川	全域	生物B	イ	
		流川	全域	生物B	イ	
	常陸利根川 水域	常陸利根川	全域	生物B	イ	21年3月31日 (環境省告示)
		夜越川	全域	生物B	イ	21年4月2日 (県告示)
		前川	全域	生物B	イ	
	小貝川水域	小貝川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	21年4月2日 (県告示)
		五行川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		大谷川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		糸繰川	全域	生物B	イ	
		八間堀川	全域	生物B	イ	
		中通川	全域	生物B	イ	
		谷田川(1)	牛久沼流入点より上流(蓮沼川を 含む)	生物B	イ	23年3月31日 (県告示)
		谷田川(2)	牛久沼水門から小貝川合流点まで	生物B	イ	
		牛久沼	全域	生物B	イ	
		稲荷川	全域	生物B	イ	
		西谷田川	全域	生物B	イ	
鬼怒川水域	鬼怒川2	田川合流点より上流	生物A	イ	21年3月31日 (環境省告示)	
	鬼怒川3	田川合流点より下流	生物B	イ		
	田川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	21年4月2日 (県告示)	

(5) 水質測定結果の評価方法

ア 人の健康の保護に関する環境基準（平成5年3月8日付け水質保全局通達環水管第21号）

(ア) 人の健康の保護に関する項目（全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCBを除く）

同一測定点における年間の総検体の測定値の平均値により評価する。

(イ) 全シアン

同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価する。

(ウ) 総水銀

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」（昭和49年12月23日付け環水管第182号、環境庁水質保全局長通知）記の2に定めるとおりとする。

(エ) アルキル水銀、PCB

同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

(ア) 生活環境の保全に関する項目（BOD、COD、全窒素及び全りんを除く）

測定されたデータ（日間平均値）が、通常の状態以外のもので測定されたデータを除き、すべて環境基準値を満足することをもって環境基準が達成されているものとする。

(イ) BOD及びCOD（昭和52年7月1日付け水質管理課長回答環水管第52号）

・環境基準の水域類型を指定する際の水質測定結果の評価方法について

環境基準の水域類型をあてはめるための水質測定結果については、年間を通じた日間平均値の全データのうち、あてはめようとする類型の基準値を満たしているデータ数の占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、その基準に適合しているものと評価する。

なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、以下の方法により求めた「75%水質値」を用いるものとする。

75%水質値……年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは、日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）。

・環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合には上記と同様に年間を通じた日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

・複数の環境基準点をもつ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

これについては、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(ウ) 全窒素及び全りん（昭和60年7月15日付け水質保全局通達環水管第152号）

表層の年間平均により行うものとする。

第 2 編

地下水の水質測定結果

I 測定の概要

1 測定期間

平成25年8月～平成26年3月

2 測定機関

国土交通省，茨城県，水戸市，古河市，笠間市，つくば市，ひたちなか市，筑西市

3 測定地点

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため，県内90地点（40市町村）において地下水質の測定を実施した。測定地点の位置は別図のとおりである。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において有害物質等が検出された地点の周辺の井戸について，地下水質の測定を実施した。

(3) 継続監視調査

平成元年度から24年度の調査において，ヒ素，トリクロロエチレン等が環境基準を超過した井戸について，水質の経年的な推移を把握するために測定を実施した。

4 測定項目

(1) 概況調査

- | | | |
|--------------------|--------------------|------------------|
| 1) カドミウム | 2) 全シアン | 3) 鉛 |
| 4) 六価クロム | 5) 総水銀 | 6) ヒ素 |
| 7) ジクロロメタン | 8) 四塩化炭素 | 9) 1,2-ジクロロエタン |
| 10) 塩化ビニルモノマー | 11) 1,1-ジクロロエチレン | 12) 1,2-ジクロロエチレン |
| 13) 1,1,1-トリクロロエタン | 14) 1,1,2-トリクロロエタン | 15) トリクロロエチレン |
| 16) テトラクロロエチレン | 17) 1,3-ジクロロプロペン | 18) チウラム |
| 19) シマジン | 20) チオベンカルブ | 21) ベンゼン |
| 22) セレン | 23) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 24) ふっ素 |
| 25) ほう素 | 26) 1,4-ジオキサン | |

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で検出された有害物質等について測定を行った。（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素，ふっ素，ほう素については環境基準を超過した場合のみ。）

(3) 継続監視調査

六価クロム，ヒ素，四塩化炭素，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素，並びにふっ素の測定を行った。

5 測定方法

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき，環境庁長官が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）による。

II 測定結果の概要

1 概況調査

県内90井戸で調査した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が9井戸で環境基準を超過し、ヒ素が7井戸で環境基準値以下で検出された。詳細は下表のとおり。

概 況 調 査 結 果

測定項目	調査井戸数	検出井戸数	うち環境基準超過井戸数	環境基準超過地点最高値(mg/L)	環境基準値(mg/L)	検出下限値(mg/L)
カドミウム	90	0	0		0.003 以下	0.0003
全シアン	90	0	0		検出されないこと	0.1
鉛	90	0	0		0.01 以下	0.005
六価クロム	90	0	0		0.05 以下	0.005
総水銀	90	0	0		0.0005 以下	0.0005
ヒ素	90	7	0		0.01 以下	0.005
ジクロロメタン	90	0	0		0.02 以下	0.002
四塩化炭素	90	0	0		0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	90	0	0		0.004 以下	0.0004
塩化ビニルモノマー	90	0	0		0.002 以下	0.0002
1,1-ジクロロエチレン	2	0	0		0.1 以下	0.002
1,2-ジクロロエチレン	90	0	0		0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	90	0	0		1 以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	2	0	0		0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン	90	0	0		0.03 以下	0.002
テトラクロロエチレン	90	0	0		0.01 以下	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	31	0	0		0.002 以下	0.0002
チウラム	31	0	0		0.006 以下	0.0006
シマジン	31	0	0		0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	31	0	0		0.02 以下	0.002
ベンゼン	90	0	0		0.01 以下	0.001
セレン	1	0	0		0.01 以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	90	77	9	29	10 以下	0.02
ふっ素	90	8	0		0.8 以下	0.08
ほう素	90	37	0		1 以下	0.02
1,4-ジオキサン	90	0	0		0.05 以下	0.005

(注) 環境基準：環境基本法第16条の規定に基づき、平成9年3月に設定された。生涯にわたる飲用に際しても人の健康に影響を及ぼすことがない値。

検出：検出下限値以上の濃度で検出されたもの。

2 継続監視調査

前年度までに確認された環境基準超過地点である40市町村255井戸について調査を行った。その結果、ヒ素やテトラクロロエチレン等の物質が環境基準を超過した。

継続監視調査結果

測定項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準超過井戸最高値(mg/L)
鉛	0 (2)	0 (0)	-
六価クロム	21 (0)	5 (0)	3.2
ヒ素	46 (46)	39 (31)	0.17
四塩化炭素	11 (16)	2 (2)	0.0049
1,1ジクロロエチレン	0 (2)	0 (0)	-
1,2ジクロロエチレン	0 (2)	0 (0)	-
1,1,1トリクロロエタン	5 (8)	0 (0)	-
トリクロロエチレン	24 (22)	6 (1)	1.2
テトラクロロエチレン	39 (43)	23 (20)	0.53
セレン	0 (1)	0 (0)	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	143 (145)	95 (92)	72
ふっ素	2 (2)	2 (1)	8.7

(注) ()内は平成24年度の結果

3 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において環境基準を超過または検出した地点の周辺10市町103井戸で水質調査を実施した。(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については環境基準を超過した場合のみ実施した。)

その結果、ヒ素が5井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が14井戸で環境基準を超過した。

汚染井戸周辺地区調査結果

(平成26年6月20日現在)

測定項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準超過井戸最高値(mg/L)
ヒ素	52	5	0.063
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	58	14	39

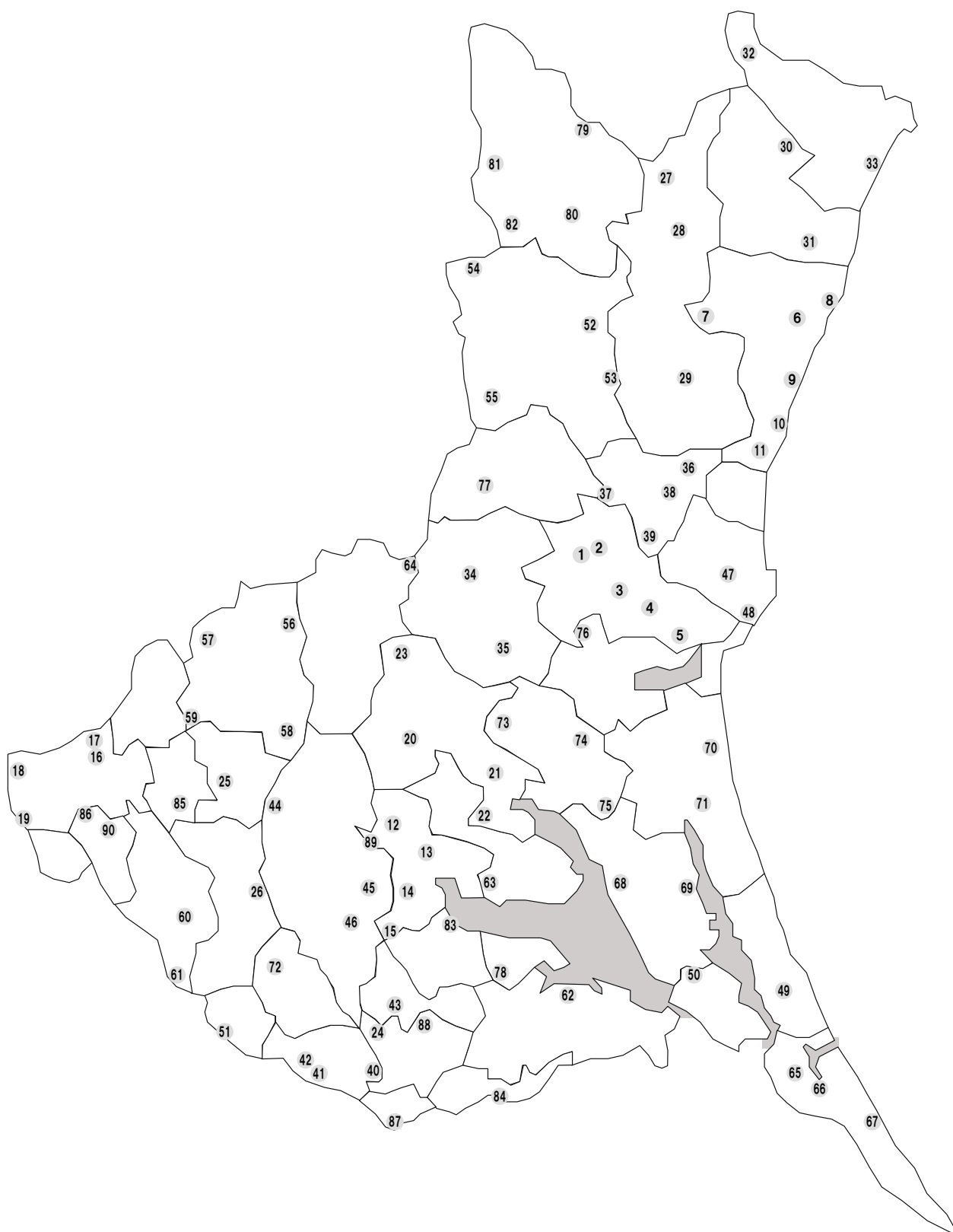
表1 測定項目別測定地点数（概況調査）

測定項目	測定地点数	測定回数
カドミウム	90	1
全シアン	90	1
鉛	90	1
六価クロム	90	1
総水銀	90	1
ヒ素	90	1
ジクロロメタン	90	1
四塩化炭素	90	1
1,2ジクロロエタン	90	1
塩化ビニルモノマー	90	1
1,1ジクロロエチレン	2	1
1,2ジクロロエチレン	90	1
1,1,1トリクロロエタン	90	1
1,1,2トリクロロエタン	2	1
トリクロロエチレン	90	1
テトラクロロエチレン	90	1
1,3ジクロロプロペン	31	1
チウラム	31	1
シマジン	31	1
チオベンカルブ	31	1
ベンゼン	90	1
セレン	1	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	90	1
ふっ素	90	1
ほう素	90	1
1,4-ジオキサン	90	1

表2 市町村別測定地点数（概況調査）

市町村名	地点数	市町村名	地点数	市町村名	地点数
水戸市	5	牛久市	1	つくばみらい市	1
日立市	6	つくば市	3	小美玉市	3
土浦市	5	ひたちなか市	2	茨城町	1
古河市	4	鹿嶋市	1	大洗町	0
石岡市	4	潮来市	1	城里町	1
結城市	0	守谷市	1	美浦村	1
龍ヶ崎市	2	常陸大宮市	4	東海村	0
下妻市	1	筑西市	4	大子町	4
常総市	1	坂東市	2	阿見町	1
常陸太田市	3	稲敷市	1	河内町	1
高萩市	2	かすみがうら市	1	八千代町	1
北茨城市	2	桜川市	1	五霞町	0
笠間市	2	神栖市	3	境町	2
那珂市	4	行方市	2	利根町	1
取手市	3	鉾田市	2	合計	90

(別図) 概況調査測定地点図



Ⅲ 測定地点別測定結果

1 概況調査

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											
		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	総水銀	ヒ素	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1, 2 ジクロロエタン	1, 1 ジクロロエチレン	1, 2 ジクロロエチレン
1	水戸市大塚町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
2	水戸市中丸町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
3	水戸市見川	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
4	水戸市酒門町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
5	水戸市下入野町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
6	日立市小木津町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
7	日立市下深荻町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
8	日立市折笠町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
9	日立市東成沢町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
10	日立市水木町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
11	日立市久慈町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
12	土浦市沢辺	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
13	土浦市板谷	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
14	土浦市桜ヶ丘町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
15	土浦市沖新田	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
16	古河市諸川	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
17	古河市上片田	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
18	古河市鴻巣	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
19	古河市中田新田	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
20	石岡市須釜	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
21	石岡市石岡	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
22	石岡市三村	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
23	石岡市大増	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
24	龍ヶ崎市若柴町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
25	下妻市今泉	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
26	常総市上蛇町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
27	常陸太田市里川町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
28	常陸太田市折橋町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
29	常陸太田市下大門町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出

環境基準項目 (mg/L)														測定機関	番号
1,1,1 トリクロロエタン	1,1,2 トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3 ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4 ジオキサソ		
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	9.4	不検出	0.02	不検出	水戸市	1
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	7.7	不検出	不検出	不検出	水戸市	2
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	4.1	不検出	不検出	不検出	水戸市	3
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	1.1	不検出	不検出	不検出	水戸市	4
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	5.9	不検出	不検出	不検出	水戸市	5
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	0.47	不検出	不検出	不検出	茨城県	6
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	2.4	不検出	0.02	不検出	茨城県	7
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.13	不検出	0.02	不検出	茨城県	8
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.02	不検出	0.02	不検出	茨城県	9
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	不検出	不検出	0.02	不検出	茨城県	10
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	9.0	不検出	0.13	不検出	茨城県	11
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	3.8	不検出	不検出	不検出	茨城県	12
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	5.0	不検出	不検出	不検出	茨城県	13
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	不検出	0.12	0.03	不検出	茨城県	14
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.15	不検出	0.03	不検出	茨城県	15
不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	4.9	不検出	不検出	不検出	古河市	16
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	2.8	不検出	不検出	不検出	古河市	17
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	13	不検出	0.04	不検出	古河市	18
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	9.5	不検出	不検出	不検出	古河市	19
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	7.7	不検出	不検出	不検出	茨城県	20
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	6.7	不検出	不検出	不検出	茨城県	21
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	4.5	不検出	不検出	不検出	茨城県	22
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	6.4	不検出	不検出	不検出	茨城県	23
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	11	不検出	不検出	不検出	茨城県	24
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	8.0	不検出	不検出	不検出	茨城県	25
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	不検出	不検出	0.04	不検出	茨城県	26
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	3.1	不検出	不検出	不検出	茨城県	27
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	1.5	不検出	不検出	不検出	茨城県	28
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	1.2	不検出	不検出	不検出	茨城県	29

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											
		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	総水銀	ヒ素	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2ジクロロエタン	1,1ジクロロエチレン	1,2ジクロロエチレン
30	高萩市大字横川	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
31	高萩市大字秋山	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
32	北茨城市関本町小川	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
33	北茨城市磯原町磯原	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
34	笠間市笠間	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
35	笠間市土師	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
36	那珂市額田南郷	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
37	那珂市戸	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
38	那珂市菅谷	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
39	那珂市中台	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
40	取手市大留	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
41	取手市取手	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.009	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
42	取手市稲	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
43	牛久市神谷	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.008	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
44	つくば市吉沼	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
45	つくば市大角豆	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
46	つくば市舘野	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
47	ひたちなか市中根	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
48	ひたちなか市湊泉町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
49	鹿嶋市宮中	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
50	潮来市茂木	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
51	守谷市野木崎	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
52	常陸大宮市山方	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
53	常陸大宮市辰ノ口	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
54	常陸大宮市小田野	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
55	常陸大宮市長倉	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
56	筑西市上星谷	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
57	筑西市上平塚	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
58	筑西市寺上野	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
59	筑西市上野	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
60	坂東市幸田	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
61	坂東市矢作	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出

環境基準項目 (mg/L)														測定機関	番号
1, 1, 1 トリクロロエタン	1, 1, 2 トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3 ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1, 4 ジオキサン		
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	1.1	不検出	0.02	不検出	茨城県	30
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出	不検出	0.02	不検出	茨城県	31
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.74	不検出	不検出	不検出	茨城県	32
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	0.99	不検出	0.05	不検出	茨城県	33
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	0.05	不検出	不検出	不検出	笠間市	34
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	0.63	不検出	不検出	不検出	笠間市	35
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	9.5	不検出	不検出	不検出	茨城県	36
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	5.8	不検出	0.03	不検出	茨城県	37
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	4.2	不検出	不検出	不検出	茨城県	38
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	7.7	不検出	不検出	不検出	茨城県	39
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出	0.26	0.16	不検出	茨城県	40
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出	不検出	0.20	不検出	茨城県	41
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	1.5	不検出	不検出	不検出	茨城県	42
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	0.43	不検出	不検出	不検出	茨城県	43
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	不検出	不検出	0.02	不検出	つくば市	44
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	4.5	不検出	不検出	不検出	つくば市	45
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	0.03	不検出	不検出	不検出	つくば市	46
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	4.6	不検出	0.03	不検出	ひたちなか市	47
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	4.1	0.08	0.10	不検出	ひたちなか市	48
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	3.3	不検出	0.02	不検出	茨城県	49
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	5.5	不検出	不検出	不検出	茨城県	50
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	不検出	不検出	0.02	不検出	茨城県	51
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	6.0	不検出	0.02	不検出	茨城県	52
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	2.7	不検出	0.04	不検出	茨城県	53
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	2.1	不検出	0.02	不検出	茨城県	54
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	4.4	不検出	0.06	不検出	茨城県	55
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	8.9	不検出	不検出	不検出	筑西市	56
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	16	不検出	不検出	不検出	筑西市	57
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	11	不検出	不検出	不検出	筑西市	58
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.3	不検出	不検出	不検出	筑西市	59
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	12	不検出	不検出	不検出	茨城県	60
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	12	不検出	不検出	不検出	茨城県	61

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											
		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	総水銀	ヒ素	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2ジクロロエタン	1,1ジクロロエチレン	1,2ジクロロエチレン
62	稲敷市三次	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
63	かすみがうら市戸崎	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
64	桜川市山口	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
65	神栖市木崎	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
66	神栖市知手	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
67	神栖市須田	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.007	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
68	行方市手賀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
69	行方市山田	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
70	鉾田市子生	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
71	鉾田市畑田	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
72	つくばみらい市川崎	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
73	小美玉市羽鳥	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
74	小美玉市佐才	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
75	小美玉市倉敷	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
76	茨城町大字常井	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
77	城里町小勝	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
78	美浦村土屋	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
79	大子町外大野	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
80	大子町袋田	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
81	大子町田野沢	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
82	大子町栃原	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
83	阿見町廻戸	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
84	河内町田川	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
85	八千代町東露田	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
86	境町稲尾	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
87	利根町布川	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
88	龍ヶ崎市貝原塚町	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
89	土浦市高岡	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出
90	境町蛇池	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

環境基準項目 (mg/L)														測定機関	番号
1, 1, 1 トリクロロエタン	1, 1, 2 トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3 ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1, 4 ジオキサン		
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出	不検出	0.06	不検出	茨城県	62
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	5.1	不検出	0.03	不検出	茨城県	63
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	1.4	0.10	不検出	不検出	茨城県	64
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	不検出	不検出	0.07	不検出	茨城県	65
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.60	不検出	0.05	不検出	茨城県	66
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	茨城県	67
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.08	0.17	0.09	不検出	茨城県	68
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	1.2	不検出	不検出	不検出	茨城県	69
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	26	不検出	0.02	不検出	茨城県	70
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	29	不検出	0.02	不検出	茨城県	71
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出	不検出	0.07	不検出	茨城県	72
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	5.8	不検出	不検出	不検出	茨城県	73
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	1.9	不検出	不検出	不検出	茨城県	74
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	4.8	不検出	不検出	不検出	茨城県	75
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	9.2	不検出	不検出	不検出	茨城県	76
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	5.8	不検出	不検出	不検出	茨城県	77
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	7.1	不検出	不検出	不検出	茨城県	78
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	0.03	不検出	不検出	不検出	茨城県	79
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.38	不検出	不検出	不検出	茨城県	80
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.33	不検出	不検出	不検出	茨城県	81
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.76	不検出	不検出	不検出	茨城県	82
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.57	0.09	0.02	不検出	茨城県	83
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	24	0.09	0.05	不検出	茨城県	84
不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	3.1	不検出	不検出	不検出	茨城県	85
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	5.4	不検出	0.02	不検出	茨城県	86
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	不検出	0.08	0.06	不検出	茨城県	87
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	10	不検出	不検出	不検出	国土交通省	88
不検出	-	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	-	0.02	不検出	不検出	不検出	国土交通省	89
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	6.2	不検出	不検出	不検出	国土交通省	90

2 継続監視調査

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											測定機関	
		鉛	六価クロム	ヒ素	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素
1	水戸市千波町				不検出			不検出	不検出	0.031				水戸市
2	水戸市見川				不検出			不検出	不検出	0.077				水戸市
3	水戸市見川				不検出			不検出	0.005	0.11				水戸市
4	水戸市八幡町									0.054				水戸市
5	水戸市飯富町										12			水戸市
6	水戸市平須町										12			水戸市
7	水戸市栗崎町										11			水戸市
8	日立市鮎川町									0.093				茨城県
9	日立市鮎川町									0.044				茨城県
10	日立市鮎川町									0.0054				茨城県
11	日立市若葉町										14			茨城県
12	土浦市神立町									0.36				茨城県
13	土浦市神立町									0.036				茨城県
14	土浦市神立町									0.018				茨城県
15	土浦市神立町									0.53				茨城県
16	土浦市神立町									0.0074				茨城県
17	土浦市中都町			0.014										茨城県
18	土浦市中村西根										0.73			茨城県
19	土浦市板谷										28			茨城県
20	土浦市高岡									0.0006				茨城県
21	土浦市田宮										19			茨城県
22	土浦市東真鍋町									0.0037				茨城県
23	土浦市常名								0.025	0.0025				茨城県
24	土浦市常名								不検出	0.037				茨城県
25	土浦市虫掛								不検出	0.0071				茨城県
26	土浦市下坂田								不検出	0.019				茨城県
27	土浦市東並木町								0.007	0.18				茨城県
28	土浦市神立町								0.031	0.024				茨城県
29	土浦市神立町								0.066	不検出				茨城県
30	土浦市神立町								1.2	0.0054				茨城県
31	古河市牧野地										8.2			古河市
32	古河市恩名										12			古河市
33	古河市下片田										8.3			古河市
34	古河市中田										14			古河市
35	古河市丘里							0.0005	0.14	不検出				古河市

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											測定機関	
		鉛	六価クロム	ヒ素	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素
36	古河市釈迦											16		古河市
37	古河市東牛谷											32		古河市
38	古河市稲宮											16		古河市
39	古河市水海											27		古河市
40	古河市尾崎											20		古河市
41	古河市谷貝											24		古河市
42	古河市長左工門新田											11		古河市
43	古河市尾崎											20		古河市
44	石岡市小屋											14		茨城県
45	石岡市三村											35		茨城県
46	結城市北南茂呂											19		茨城県
47	結城市上山川乙											10		茨城県
48	結城市結城											12		茨城県
49	結城市田間											30		茨城県
50	結城市田間											30		茨城県
51	結城市東茂呂											27		茨城県
52	結城市結城											7.8		茨城県
53	結城市田間											32		茨城県
54	龍ヶ崎市宮淵町			0.035										茨城県
55	龍ヶ崎市貝原塚町											12		茨城県
56	龍ヶ崎市馴馬町											18		茨城県
57	下妻市北大宝											0.05		茨城県
58	下妻市半谷											13		茨城県
59	下妻市若柳乙											23		茨城県
60	下妻市尻手											10		茨城県
61	下妻市中居指											13		茨城県
62	下妻市皆葉											9.9		茨城県
63	常総市豊岡町乙			0.010										茨城県
64	常総市大生郷町											12		茨城県
65	常総市篠山											3.5		茨城県
66	常総市鴻野山											24		茨城県
67	常総市大生郷町											6.1		茨城県
68	常総市馬場											38		茨城県
69	常陸太田市中染町								0.24					茨城県
70	常陸太田市徳田町											9.3		茨城県

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											測定機関	
		鉛	六価クロム	ヒ素	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素
71	北茨城市関南町仁井田			0.013										茨城県
72	北茨城市関本町福田											3.9		茨城県
73	北茨城市関南町神岡下											41		茨城県
74	北茨城市磯原町上相田											10		茨城県
75	笠間市日沢			0.008										笠間市
76	笠間市住吉寺坪											10		笠間市
77	笠間市安居											20		笠間市
78	取手市駒場											12		茨城県
79	取手市櫛木			0.024										茨城県
80	取手市小文間											17		茨城県
81	牛久市神谷			0.012										茨城県
82	牛久市牛久町											14		茨城県
83	牛久市神谷							0.35	0.10					茨城県
84	牛久市岡見町			不検出								5.7		茨城県
85	牛久市正直町			0.018										茨城県
86	牛久市南			0.023										茨城県
87	牛久市女化町											0.88		茨城県
88	牛久市刈谷町			0.014										茨城県
89	牛久市中央											13		茨城県
90	牛久市田宮町											9.0		茨城県
91	牛久市田宮町											0.18		茨城県
92	牛久市小坂町											13		茨城県
93	牛久市神谷											49		茨城県
94	牛久市南		3.2											茨城県
95	牛久市牛久町		0.034											茨城県
96	牛久市牛久町		0.034											茨城県
97	牛久市牛久町		不検出											茨城県
98	牛久市牛久町		0.022											茨城県
99	牛久市牛久町		0.009											茨城県
100	牛久市牛久町		0.21											茨城県
101	牛久市牛久町		0.15											茨城県
102	牛久市牛久町		0.055											茨城県
103	牛久市牛久町		0.65											茨城県
104	牛久市牛久町		0.011											茨城県
105	牛久市牛久町		0.007											茨城県

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											測定機関		
		鉛	六価クロム	ヒ素	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素	
106	牛久市牛久町		不検出												茨城県
107	牛久市牛久町		0.015												茨城県
108	牛久市牛久町		0.014												茨城県
109	牛久市牛久町		不検出												茨城県
110	牛久市牛久町		0.014												茨城県
111	牛久市牛久町		0.011												茨城県
112	牛久市牛久町		0.030												茨城県
113	牛久市牛久町		0.021												茨城県
114	牛久市牛久町		0.020												茨城県
115	つくば市若森								0.049						つくば市
116	つくば市上里										62				つくば市
117	つくば市上ノ室										15				つくば市
118	つくば市水守										18				つくば市
119	つくば市大角豆										17				つくば市
120	ひたちなか市勝倉							不検出	0.066						ひたちなか市
121	ひたちなか市大平							不検出	0.022						ひたちなか市
122	ひたちなか市大平							不検出	0.024						ひたちなか市
123	ひたちなか市大平							不検出	0.021						ひたちなか市
124	ひたちなか市大平							不検出	不検出						ひたちなか市
125	ひたちなか市大平							不検出	0.0050						ひたちなか市
126	ひたちなか市松戸町								0.012						ひたちなか市
127	ひたちなか市長堀町								不検出						ひたちなか市
128	ひたちなか市馬渡										3.3				ひたちなか市
129	ひたちなか市高野										4.8				ひたちなか市
130	ひたちなか市磯崎町										10				ひたちなか市
131	ひたちなか市佐和										10				ひたちなか市
132	ひたちなか市津田										6.7				ひたちなか市
133	ひたちなか市柳沢										11				ひたちなか市
134	鹿嶋市谷原			0.048							不検出				茨城県
135	鹿嶋市国末				0.0049										茨城県
136	鹿嶋市国末				0.0023										茨城県
137	鹿嶋市林			0.018											茨城県
138	鹿嶋市宮中										12				茨城県
139	鹿嶋市泉川											0.85			茨城県
140	鹿嶋市長栖			0.12											茨城県

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											測定機関	
		鉛	六価クロム	ヒ素	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素
141	潮来市前川			0.010										茨城県
142	常陸大宮市長倉								不検出					茨城県
143	常陸大宮市東野										0.47			茨城県
144	常陸大宮市下檜沢										11			茨城県
145	常陸大宮市小舟										7.6			茨城県
146	那珂市額田北郷								0.0031					茨城県
147	那珂市額田北郷								0.0011					茨城県
148	那珂市額田東郷										7.5			茨城県
149	筑西市西方										72			筑西市
150	筑西市布川										29			筑西市
151	筑西市関本上										15			筑西市
152	筑西市板橋										14			筑西市
153	筑西市藤ヶ谷										10			筑西市
154	筑西市赤浜										14			筑西市
155	筑西市辻										16			筑西市
156	坂東市桐木										26			茨城県
157	坂東市弓田										27			茨城県
158	坂東市弓田										15			茨城県
159	坂東市岩井										15			茨城県
160	坂東市岩井										9.0			茨城県
161	坂東市小泉										50			茨城県
162	坂東市小山										20			茨城県
163	坂東市半谷										18			茨城県
164	坂東市長須										39			茨城県
165	坂東市沓掛										22			茨城県
166	坂東市沓掛										14			茨城県
167	坂東市神田山										56			茨城県
168	坂東市逆井										35			茨城県
169	坂東市生子										8.6			茨城県
170	坂東市辺田										16			茨城県
171	稲敷市下太田										13			茨城県
172	稲敷市寺内										10			茨城県
173	稲敷市古渡			0.059										茨城県
174	稲敷市浮島			0.022										茨城県
175	稲敷市柴崎			0.008										茨城県

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											測定機関	
		鉛	六価クロム	ヒ素	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素
176	かすみがうら市男神											13		茨城 県
177	かすみがうら市牛渡			0.011										茨城 県
178	かすみがうら市穴倉											16		茨城 県
179	かすみがうら市中志筑											11		茨城 県
180	かすみがうら市下稲吉											13		茨城 県
181	かすみがうら市田伏			0.14										茨城 県
182	かすみがうら市田伏			0.14										茨城 県
183	桜川市大國玉											12		茨城 県
184	桜川市真壁町亀熊											16		茨城 県
185	神栖市横瀬			0.015										茨城 県
186	神栖市横瀬				不検出				不検出					茨城 県
187	神栖市横瀬				不検出				0.002					茨城 県
188	神栖市日川			0.023										茨城 県
189	神栖市知手			0.026										茨城 県
190	神栖市太田				0.0002									茨城 県
191	神栖市太田				不検出									茨城 県
192	神栖市太田				不検出			0.0008	0.090	0.028				茨城 県
193	神栖市太田				不検出				不検出	0.0016				茨城 県
194	神栖市矢田部			0.009										茨城 県
195	神栖市堀割			0.052								8.7		茨城 県
196	神栖市矢田部			0.012										茨城 県
197	神栖市土合西			0.014										茨城 県
198	神栖市知手			0.025										茨城 県
199	神栖市賀			0.022										茨城 県
200	神栖市須田											16		茨城 県
201	神栖市波崎			0.024										茨城 県
202	行方市麻生			0.13										茨城 県
203	行方市麻生			0.17										茨城 県
204	行方市麻生			0.15										茨城 県
205	行方市四鹿											4.9		茨城 県
206	行方市南											22		茨城 県
207	行方市繁昌											8.0		茨城 県
208	行方市山田											7.3		茨城 県
209	行方市小貫											8.6		茨城 県
210	行方市内宿											7.9		茨城 県

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											測定機関
		鉛	六価クロム	ヒ素	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
211	行方市麻生										0.96		茨城県
212	行方市粗毛			0.021									茨城県
213	鉾田市串挽										13		茨城県
214	鉾田市鳥栖										21		茨城県
215	鉾田市徳宿										11		茨城県
216	鉾田市大蔵										12		茨城県
217	鉾田市上沢										24		茨城県
218	鉾田市勝下										11		茨城県
219	鉾田市当間										13		茨城県
220	鉾田市菅野谷										8.6		茨城県
221	鉾田市畑田										51		茨城県
222	鉾田市汲上			0.043									茨城県
223	鉾田市上幡木			0.018									茨城県
224	つくばみらい市福原			0.015									茨城県
225	つくばみらい市足高										2.1		茨城県
226	つくばみらい市小絹			0.013									茨城県
227	小美玉市小岩戸										22		茨城県
228	茨城町長岡										11		茨城県
229	茨城町野曾										7.7		茨城県
230	茨城町宮ヶ崎										18		茨城県
231	茨城町海老沢										20		茨城県
232	大洗町大貫町			0.012									茨城県
233	大洗町成田町										12		茨城県
234	城里町石塚										7.4		茨城県
235	城里町春園										40		茨城県
236	城里町孫根										8.8		茨城県
237	城里町上入野										11		茨城県
238	東海村須和間										8.0		茨城県
239	東海村石神外宿										7.5		茨城県
240	大子町北田気									不検出			茨城県
241	美浦村大山										16		茨城県
242	八千代町村貫										8.3		茨城県
243	八千代町太田										14		茨城県
244	八千代町新地										15		茨城県
245	五霞町元栗橋										5.7		茨城県

番号	所在地	環境基準項目 (mg/L)											測定機関	
		鉛	六価クロム	ヒ素	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素
246	境町内門											29		茨城県
247	境町伏木											10		茨城県
248	境町上小橋											8.2		茨城県
249	境町長井戸											14		茨城県
250	利根町布川			0.052										茨城県
251	利根町布川			0.056										茨城県
252	利根町布川			0.092										茨城県
253	利根町布川			0.014										茨城県
254	利根町布川			0.046										茨城県
255	利根町立木			不検出										茨城県

IV 参考資料

1 水質測定結果の評価方法

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」により評価する。

2 検出の有無の判断基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号に規定された測定方法（環境基準項目）により測定した時の定量下限値である。

（環境基準項目）

項 目	環 境 基 準 値	検出の有無の判断基準
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L
全 シ ア ン	検出されないこと。	0.1 mg/L
鉛	0.01 mg/L 以下	0.005 mg/L
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/L 以下	0.005 mg/L
ヒ 素	0.01 mg/L 以下	0.005 mg/L
総 水 銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	0.0005 mg/L
P C B	検出されないこと。	0.0005 mg/L
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 mg/L 以下	0.0004 mg/L
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/L 以下	0.002 mg/L
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L
1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1 mg/L 以下	0.0005 mg/L
1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L 以下	0.0005 mg/L
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L
シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L
セ レ ン	0.01 mg/L 以下	0.002 mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	0.02 mg/L
ふ つ 素	0.8 mg/L 以下	0.08 mg/L
ほ う 素	1 mg/L 以下	0.02 mg/L
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下	0.005 mg/L

(参 考)

地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月13日 環境庁告示第10号

改正 平10環告23・平11環告16・平20環告41・平21環告79・平23環告95・平24環告85

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）。

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別 表

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2, 55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（以下「公共用水域告示」という。）付表8に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。